

新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族である関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある双方が、市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある二者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者のいずれか一方が、新城市内に住所を有する者又は宣誓の日から3か月以内に新城市内への転入を予定している者であること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること（宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。）。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にない者であること。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（パートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、当該宣誓に係る近親者等とファミリーシップがあること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は新城市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓の日以前3か月以内に発行されたも

のに限る。)

(3) 近親者等とファミリーシップにあることの宣誓をしようとする場合は、その関係を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）

(2) 運転免許証

(3) 旅券（パスポート）

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

5 前項の規定による確認は、インターネットその他の市長が指定する方法を利用することにより行うことができる。その場合、前項の本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。

6 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整し、共に宣誓するものとする。

（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書に基づく届出の方法）

第4条の2 新城市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した自治体（以下「協定締結自治体」という。）から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等（以下「受領証等」という。）の交付を受けている者が、新城市に転入し、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度を継続しようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第1の2）を提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 転出元の協定締結自治体から交付された受領証等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第4項の規定は、第1項の届出をする者が、届出書を提出する場合について準用する。この場合において、同項中「宣誓」とあるのは「届出」と、「宣誓書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出により、第6条第1項の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付したときは、申請者の転出元の協定締結自治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届の写し

(2) 転出元の協定締結自治体から交付された受領証等

5 第1項の規定による届出をする者は、市長が転出元の協定締結自治体に対して前項の規定による書類の送付を行うことに同意するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者又は第4条の2第1項の規定による届出をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2（宣誓者が戸籍上の氏名の記載を希望しない場合にあつては様式第2の2）。以下「受領証」という。）を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（様式第3（宣誓者が戸籍上の氏名の記載を希望しない場合にあつては様式第3の2）。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

(近親者等に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であつて、ファミリーシップの関係にあり、受領証等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受領証等に記載することができる。ただし、第4条1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）等近親者等である事実が確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第4。15歳以上の近親者等に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受領証等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項第2号の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

3 第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。

(近親者等に関する記載の削除)

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第5。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受領証等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることが出来る。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受領証等を交付するとともに、削除する前の受領証等の返還を受けるものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しない。

(変更等の届出)

第9条 第6条の規定により受領証等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第6。

以下「変更届」という。)に変更内容等が確認できる書類及び受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、変更届出の提出があったときは、その内容の確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付する。

(受領証等の再交付)

第10条 宣誓者は、受領証等を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第7。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により再交付を申請する場合は、き損又は汚損の場合にあっては受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

4 前項の規定により再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は前条第3項の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8)を、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓者が、パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(締結自治体の長を経由する返還)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、新城市から協定締結自治体へ転出し、転出先の協定締結自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用しようとする宣誓者は、当該協定締結自治体が定めるところにより、当該協定締結自治体の長を経由して受領証等を返還するものとする。この場合において、当該手続きにより、前条の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届が提出されたものとみなす。

(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とした場合は、第6条又は第10条第2項の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。